

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

## 準備書面(28)

### 【準備書面(26)の一部訂正】

平成29年2月16日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

先に提出した準備書面(26)の内容の一部(5頁の17行目の「ところで」から20行目の「になる。」までの部分)に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ところで、被ばくとガン死のリスク(過剰死亡数)についてのICRP1990年勧告の考え方(1Svの被ばくで1万人当たり500人)(甲B第4号証)を前提にLNTモデルに従って計算すると、ガン死の過剰死亡数は、100mSvの被ばくで1万人当たり50人(10万人当たり500人)(0.5%)、10mSvの被ばくで1万人当たり5人(10万人当たり50人)(0.05%)になる。

以上